

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	<p>外資100%での参入可 ※私立教育機関は以下のいずれかまたは複数に分類される。 (a)就学前教室および幼稚園 (b)小学校 (c)中学校 (d)カレッジおよび中等教育以降の教育を提供するその他の教育機関 (e)技術教育または職業訓練教育を提供する教育機関 (f)高等教育機関 (g)塾</p>
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	<p>特になし。 ※ただし、教育法(Education Act)の第64条第2項の規定では「教育大臣は、企業が従うべき最低限の要件その他の事項を規定することができ、これらの要件その他の事項は当該企業の基本提案に組み込まれる」とある。</p>
(3) 最低資本金に関する規制	<p>最低2.00ブルネイ・ドル(約160円)の資本金により法人設立が可能。ただし、教育法の第64条第2項の規定では「教育大臣は、企業が従うべき最低限の要件その他の事項を規定することができ、これらの要件その他の事項は当該企業の基本定款に組み込まれる」とある。</p>
(4) その他、外資に対する特殊な規制	<p>特になし。</p>
(5) (1)～(4)の根拠法	<p>ブルネイ企業に関しては会社法(Companies Act)のPart I、ブルネイで事業を営む外国企業に関しては同法のPart IXが適用される。 また、教育法第64条第1項では、私立の高等教育機関を設立する場合は、同法第60条の規定に基づく私立教育機関設立の承認が得られた後、会社法の規定により有限責任会社を設立・登記する必要があるとされている。同条第2項では、教育大臣は、企業が従うべき最低限の要件その他の事項を規定することができ、これらの要件その他の事項は当該企業の基本定款に組み込まれるとされている。</p>
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	<p>通常用いられる外資の参入手段は、(1)現地法人の設立、(2)支店登記のいずれか。私立の高等教育機関を設立する場合、会社法の規定により有限責任会社(Limited company)を設立・登記する必要がある。</p>
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該当	<p>投資奨励業種には当たらない。</p>
(2) 税制優遇措置等	<p>—</p>
(3) 投資奨励の運用実態	<p>—</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	ブルネイでフランチャイズ事業を規制する特定の法規はない。
(2)関連法規がある場合は、その名称	—
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	特になし。
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	特になし。
(5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	特になし。
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	外資がブルネイ国内で子会社を設立するに際して、法的規制は特になし。外資がその子会社にフランチャイズ権を取得させることも可能。ただし、両者間の契約において、フランチャイズ権について詳細に明記しなければならない。
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	特になし。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)	<p>■法人設立手続き(6.(2)参照)。ただし、私立教育機関の設立にあたっては、法人登記の前に、教育省の私立教育機関責任者(Head of Private Institution)から予備承認を得ておく必要がある。</p> <p>■法人設立後、教育省から登録証を取得する必要がある。有効期間は5年間。</p> <p>■私立教育機関の営業には、ビジネスライセンスが必要。有効期間は3年間。</p> <p>(注)ブルネイでの法人設立には、以下の(1)および(2)の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1)少なくとも2名の取締役がいること。取締役が2名の場合は、少なくとも1名はブルネイ居住者(「通常居住者」)でなければならない。取締役が3名以上の場合は、少なくとも2名がブルネイ居住者でなければならない。</p> <p>(2)すべての取締役は18歳以上でなければならない。</p>
(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	2. 営業許可参照
(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)	出店場所の土地の利用条件が、「商業用」であり、かつ「居住用」でないこと(ただし、幼稚園については例外規定あり)。
(4)営業開始後の検査・報告等(定期検査・定期報告・情報開示義務など)	<p>私立教育機関の管理責任者は、</p> <p>(a)前年度の財務諸表を準備しなければならない。</p> <p>(b)先述の財務諸表を有資格者である監査人に監査させなければならない。</p> <p>(c)監査人による報告書の写しを、次年度の6月30日までに教育機関・教員登記長官(Registrar General of Educational Institutions and Teachers)に提出しなければならない。</p>
(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	特になし。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	教育機関で教えるすべての教師は、教育機関・教員登録長官(Registrar General of Educational Institutions and Teachers)に登録しなければならない。同長官は、教えるための資格がない、またはその目的には不十分な資格しかないと判断する場合は、登録を否認することができる(Sections 98, 101 & 102 of the Education Act)。教育法には教師が持つべき最低限の資格については記載されていない。
(2) 外国人雇用の可否・制限	外国人労働者を雇用する際には、外国人労働者雇用許可を取得しなければならない(Section 112(1) of the Employment Order)。
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	有効な就労パスが無い限り、どのような形であれ、外国人は就労することが禁じられている(Regulation 15 of the Immigration Regulations)。
(4) 現地人雇用義務	ブルネイ国民の雇用義務に係る法規制は無いが、労働局が何らかの方針を持っている可能性がある(この方針は公にはされていない)。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	ブルネイでは、資格・経験・当該ポストに対する関心度のミスマッチング等によりブルネイ国民を採用できないポストについて、外国人労働者を雇用できるという方針がとられている。
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	ケースによっては、明文化されていない政府の方針が関係する可能性がある。
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照